
「職業と世系に基づく差別に関するプロジェクト」

第1回ニュースレター

職業と世系に基づく差別に関するプロジェクトへ期待するもの

: 国連人権小委員会の取り組みを踏まえて

横田 洋三 (中央大学法科大学院教授)

2005年4月第61会期人権委員会は、人権小委員会における職業と世系に基づく差別に関するテーマに対し、特別報告者の設置を承認した。報告者には、横田洋三委員（日本）と鄭鎮星委員（韓国）が任命された。この承認を受け、部落解放・人権研究所は、去る6月4日、大阪人権センターにおいて「第1回職業と世系に基づく差別に関するプロジェクト」を開催した。第1回会合では、本プロジェクトの幕開けとして、特別報告者に選出された横田洋三さん（中央大学法科大学院教授）が、当該差別問題に関する国連の役割、特に人権小委員会及び特別報告者の役割について、自らの経験に基づき述べたうえ、本プロジェクトに対する期待について報告した。

横田さんからは、1. 人権小委員会の役割とこれまでの歴史的概要、2. 当該委員会での「職業と世系に基づく差別」に関する議論の歴史的背景、3. 当該問題に関する議論の現状と特別報告者任命に至るまで、4. 本年度（2005年）に特別報告者として任命された横田・鄭委員の役割ならびに人権小委員会にて2007年提出予定の拡大報告書に関する具体的取り組みについて報告がなされた。その後、横田報告及び本プロジェクトの展望について質疑応答が行われた。

1. 人権小委員会の役割とこれまでの歴史的概要

1947年、人権の促進および保護委員会（以下、人権小委員会）は、母体機関である人権委員会の下に設置され、構成員は26名の専門委員ならびに21から22名の代理委員から成っている。会期は通常、7月下旬から8月上旬まで約3週間ジュネーブにて開催される。また、人権小委員会開催前後の1から2週間、現代的奴隷・マイノリティ・先住民民族など様々な問題を扱う作業部会が開催されている。

人権小委員会の主な役割は、1. 様々な人権侵害に関する調査、2. 特定の人権問題を解決するためのガイドライン、行動原則などの基準設定、3. 世界の人権状況についての具体的な勧告およびモニタリングである。

これまで、人権小委員会では特定の国に対する決議を行うことが可能であった。しかし、国家の代表（53カ国の代表）により構成される母体組織である人権委員会は、この国別決議に関する議論に肯定的な姿勢を示さなかった。それには、対象となった国が、国連を始め他国からの政治的圧力を嫌うという政治的背景があった。更に、特別な国別決議を人権小委員会に代わり実施できる特別報告者が、国別1235手続（公開）、1503手続（非公開）に基づき人権委員会により任命されたこともあげられる。しかし、これまで扱われていた特別な国別決議が13カ国であったものが、2001年以降は3から4ヶ国に減らされた（キューバ、韓国、北朝鮮など）。これらの議論は、人権委員会と人権小委員会相互に重複するところがあり、また、1つの国に関するレポートが両委員会からそれぞれ別の内容のものが提出されることもある。したがって、私は重複を避けるために人権小委員会が調査、レポートを提出する方がよいと考えている。

特別報告者には1. 特定の国における人権問題を扱う特別報告者、2. 女性、先住民族、子どもに関する人権など特定のテーマを扱う特別報告者がある。

2. 人権小委員会での「職業と世系に基づく差別」に関する議論の背景

「職業と世系に基づく差別」に関する人権小委員会における取り組みは、上記で示した、1. 当該問題に関する調査・研究、2. 基準設定、3. アドボカシーおよびモニタリングに関する活動に基づいて行われてきたと言える。第3の段階はこれからの課題として注目される。

2000年、グーネスケレ委員（スリランカ）が「職業と世系に基づく差別」に関する特別報告者として任命され、2001年に彼から提出された報告書は、インド、スリランカ、パキスタン、ネパールにおけるダリット問題、日本の被差別部落問題などアジアを中心に調査・研究がなされた。当該差別に関する困難な問題として、当該差別に該当する事例があまりにも広いため、何処までこの問題を拡大するかということがある。例えば、多くの場合移動生活を営むスウインティーとロマに対する差別の問題を、「職業と世系に基づく差別」の問題として扱えるかという議論がある。当該問題はヨーロッパのマイノリティに関する特別報告者により扱われていたため、当時の報告書には記載されず、今日においても「職業と世系に基づく差別」の問題としては捉えられていない。従来日本政府は当該問題に対し消極的な態度を見せていた。しかし、本決議が採択される際の日本政府からの当該問題に対する反応は否定的でも肯定的でもなく傍観的だったといえる。また、2002年に提出予定であった報告書にアジア以外の当該差別に関する問題を含むよう本決議では勧告がなされていた。

しかし、2002年にグーネスケレ委員は人権小委員として再選されなかった。理由として、インド政府からの強い反対が考えられる。もちろん、インドにおけるダリットへの法的措置は大変優れたものとして評価できるが、日常生活の中でダリットの人々が直面する差別は未だひどく、改善する必要がある。また、当時の日本政府は、部落差別問題を国

連の場で議論する必要がないのではと当該問題に対し距離を置いていた。いずれにしろ、グーネスケレ氏が再選されなかったため、2002年の人権小委員会には報告書が提出されなかった。

2002年は、当該差別の問題に関する取り組みをいかに継続させるかということが主な焦点となった。特に、「職業と世系に基づく差別」の問題がマイノリティに関する差別の問題に深く関係することもあり、当該差別問題の作業部会にて長く委員長を務めたアイデ委員（ノルウェー）が精力的にこのテーマに関与する意志を見せた。しかし多忙であったため、もう一人委員を任命することが提案された。その際、アイデ委員が西欧出身であったため、西欧以外の国、特にアジアから任命することが望ましいというわけで、私が任命されることになった。結果、アイデ・横田両委員が当該問題を引き続き担当することになった。

2003年、アイデ・横田両委員により拡大報告書が提出された。本報告書では、アジア以外の国、主にアフリカにおける当該差別の問題に焦点を当てた。文献資料としては、社会学者、人類学者の資料を参照したため、多少ポイントのずれた箇所もあったが、これらの資料に基づき、世界各国の当該差別の問題と部落差別の問題には多くの共通項がある一方で、細かい箇所でも相違する点もあるということを示した。しかしながら、作成に際し時間的制約があったため、限られた資料に基づく世界各国の当該差別問題に関する分析に終わってしまった。したがって、本プロジェクトを通し、世界各国の当該差別問題についての更なる研究を進めることが1つの目的にあげられていることに私としては大賛成である。

共通項について考察すると、動物の狩猟活動に関係する当該差別の問題がアフリカの多くの国々で見られ、狩猟、と畜、その後の処理を行う人々に対する差別があげられる。このような差別の原因には、宗教的な理由がある。たとえば、動物を生け贄にする場所は、神聖な場であり、その場所で働く人々は崇められている。一方で、その人々は恐れられてもいる。つまり、神に仕える人でありながら、むしろ恐れられているということで、そのような人々とは一緒にいない方がいいという考えが生まれる。このような点が同和問題と共通する点であると思われる。

現在、狩猟を行う人の数は減少している。またと畜は1つの産業ともなっている。たとえば、祖父母や両親の時代までと畜を行っていたが、現在は全く異なった仕事につく人々であれ、住む場所や世系に基づき差別の対象とされる。また、職業が一人歩きし、これまで差別の対象ではなかった動物を生贄にする神聖な場所を掃除する人までもが差別の対象とされるようになる。したがって、職業が先か世系が先かを明確にすることはできない。むしろ、人々の意識の中では、それら両方が作用しあい特定の場所、特定の職業ならびに特定の集団の一員であるということで差別の対象になるという現状が存在する。これはまた、結婚、職業、居住地にも深く関係している。さらに、被差別出身でない者も名前によって差別の対象とされる。非常に象徴的であるのは、宗教的なことが当該差別の背景とし

て存在し、特に、同和問題でも指摘されているように、恐れと穢れといったプラスとマイナスのイメージが一緒に詰まった心理的状况が以上のような差別を生み出していると言える。このことは特にアフリカにおいて顕著に見ることができる。さらに、金属を扱う人たちが職業的に差別されていることも考慮に入れると、差別の原因が1つではなく、多くの問題が複合的に交錯することで生みだされていると考察できる。以上のようなことを中心に、2003年の私とアイデ委員が提出した報告書では扱った。しかし、本報告書は限られた文献の分析により作成されたため、不十分な部分も多々あり、今後、各国の当該差別問題に対する現況を正確に調査することが必要であることも加えて指摘した。

3. 現状と特別報告者任命に至るまで

アイデ委員が2004年に人権小委員会委員を辞任され、私も貧困と人権の問題や、ハンセン病の問題に対し精力的に取り組む必要があるため、次回から継続して当該問題を扱う専門家が必要となった。そのような状況で、韓国の社会学者である鄭委員が私と何か共同研究をしたいと望んでいた。在日韓国・朝鮮人の問題、従軍慰安婦の問題などが人権小委員会で議論される中、過去の歴史や人権侵害に関する問題など、日本と韓国の関係がぎくしゃくしていた時期でもあり、鄭委員からの申し出は、日韓両国の多くの人々に驚きとともに歓迎された。私はアジアグループの調整役をしており、鄭委員に対して「職業と世系に基づく差別」の問題に関する共同研究を提案したところ、彼女は喜んで受け入れてくれた。さらには、韓国政府の代表団も私に対しお礼を言い、喜びを表してくれた。この歓迎に加え、日本政府も問題なく特別報告者として鄭委員との共同研究を歓迎してくれた。

しかし、インド政府は当該問題に対して一貫して反対した。昨年は日本政府へインド政府からの干渉があり、日本政府より、私にインド政府の否定的な対応に関する情報が伝えられた。これに加え、人権小委員会にて25年間委員を務めるマルティネス委員（キューバ政府の一人、人権委員会にも影響力がある）は、インド政府との交渉があったのか「職業と世系に基づく差別」のテーマに反対しようとした。私は、当該差別問題に関する決議に入る前、人権委員会に承認される2人の特別報告者を置くことで継続して調査をすることを記した決議案を事前に全ての人権小委員会の委員に渡した。すると、マルティネス委員は本特別報告者の案は人権委員会を通らないと反論した。彼は、インド政府を始め、各国の政府が当該問題の議論に反対を示していることを理由とした。また、そのような状況で特別報告者の採決が棄却されると、私と鄭両委員さらには人権小委員会自体にも傷が付くことを言及した。

これに対し、私は人権小委員会と人権委員会とでは果たす役割が違うことを明確にし、本決議案を提出する意志を示した。すると、採決の際、さらなる反対の意思をマルティネス委員は提示した。彼は、本テーマが、人種差別撤廃委員会（CERD）、ILOの職業に基づく差別に関する条約、特別報告者、現代的奴隷制作業部会、マイノリティに関する作業部会といった国連の他機関で扱われていることを強調した。

これに対し私は、ILOでは職業に限定して当該問題を扱っており、CERDは世系に基づいて当該差別を扱っているが、この職業と世系に基づく差別と一緒に差別の対象として扱っている機関は他のどの国連機関にもないことを示した。したがって、この2つの関係を明確に捉えた調査研究を人権小委員会では行うべきであると主張した。さらに、最近の新たな種類の差別、特にディアスポラに関する差別の生起についても付け加えた。たとえば、ロンドンへ移住したインド人が結婚の際、新聞にてどのカースト出身かを明示し、広告するため、同カースト内での内婚が多い事例。その他にもフィジー、カリブ海、カナダ、アメリカその他ヨーロッパの国々にもこのような南アジア出身者によって形成されている社会の中でカースト制が存続している。また、現在の代表的な通信手段であるインターネットを悪用した新種の差別の助長などもあげられる。以上の例を踏まえ、「職業と世系に基づく差別」の問題が、現代社会の中で新たに生起する現代の差別問題として捉え、それに対して勧告していくことは大変重要なことであると主張した。

この主張に対しマルティネス委員から、特別報告者の数を2人から1人に減らす修正案が提案された。その理由として、予算が限られていると主張したが、私はその修正案を拒否し、人権小委員会専門家の意見の一致により決議が採択された。更に、本年2005年、本決議案は人権委員会へ上程され、インド政府からの目立った反対もなく決議が採択された。

私がこのような過程を詳細に説明した理由には、国連では、「職業と世系に基づく差別」の問題が、この問題を抱えている国に置いては政治的に困難な背景があると認識されていること。その一方で、人権の観点からすると、当該差別の問題は誰も反対することができない問題であるということ、これまでの当該差別問題の議論を通し発見したからである。従って、当該差別問題は、特定の政府からの反対はあるものの、多くの専門家を始め各国政府の間でこの問題に対する更なる調査研究を進める必要があるという認識は確かに広まってきている。この観点からすると、当該差別問題に関する国連での議論は、大変良い結果を生み出してきていると思われる。

4. 特別報告者の役割と2007年提出予定の拡大報告書に関する具体的取り組み

今後の取り組みとして、1. アジア以外の国における当該差別問題に関する調査研究の促進、特にディアスポラの問題に焦点を当て、この問題が各国における問題に留まらず国際的な問題であることを提示していきたい。2. 3年以内に原則と指針が制定されるよう促進する。特に、適当な機会を設けインド、アフリカの当該差別に直面する当事者や政府を招聘し、現実的で実行可能かつ効果的な原則および指針作成に努める。3. 報告書作成に関して、NGOの協力も得て当該問題を抱える諸国に質問票を作成し送付する。さらに、プログレス・レポートを作成する際、これまでの当該問題に対して行ってきた調査の内容や成果を組み入れる。また、拡大報告書作成を促進するため、本プロジェクトを効果的に活用し、多くの研究調査や成果を組み込んでいきたい。第2回の報告書では今回のプロジェクトについても触れる予定をしている。4. レポートは簡潔にまとめる予定であるが、と

くに、(1) それぞれの国の状況把握、(2) その状況に対する各国政府の対策と対応の確認、(3) 各国政府がとるべき今後の政策提言、に焦点を当て作成する。さらに、5. 人権救済に関する各国の人権委員会、救済委員会、司法裁判制度のメカニズムと実効性に関する調査を行う。6. 人権教育の世界プログラム、特に初等・中等学校制度における人権教育促進に関する各国の動向と現状を把握する。

以上の大きな項目に焦点を当て、各国にコメントを求め、各国からのコメントをもとにコンサルテーションを行う。最終的に文案を作成したものを2007年人権小委員会へ提出予定の拡大報告書に関するドラフティング・コミッティーを構成し、5人ぐらいのワーキング・グループを作り、一文一文を練った原則、ガイドライン案をわれわれの報告書の中に組み込む。その後、人権小委員会での承認を得て親委員会に提言することができればと考えている。このようなプロセスの中で、是非この立ち上がったプロジェクトから色々な示唆をいただければ、私としては大きな助けになると考えている。

報告をうけた討議

- **桐村：** ロンドンにおけるインド系の人々のディアスポラ社会の中で結婚差別と関連したことだが、去年の3月にインドへ訪問した際、結婚の方式がどうなっているかを調査した。すると、インドでは結婚相手を見つける際、自らのカーストを明言し新聞に広告することは当然の手法であることが確認された。したがって、インドの慣習が海外へ拡散しているのではと推測される。
 - **横田：** 対策として、どうすれば、このような慣習を禁止する制度が整備できるかが問題となる。
 - **桐村：** インドでは、教育の整備や改善がほとんど成されていない。識字率が60パーセントまで改善されてきてはいるものの、日本の同和教育のように、カースト問題の教育がなされていない。したがって、教育の改善を重視する必要がある。
 - **横田：** 日本の部落差別の場合、このようにあからさまではないが、結婚差別はいまだ存続する。この現状に対して、教育でどのように改善していくかが問題となる。
 - **友永(健)：** 1953年から始まる同和教育の約50年間の歴史を踏まえると、まず、「寝た子を起すな」の考え方を改善する必要がある。しかし、今日の部落やマイノリティに対する差別は、断片的な知識から生まれる差別が多い。たとえば、「ガイジ」という言葉は障害者を指す差別的な言葉であるが、今日「ガイジ」という言葉は、子どもたちの中で最もよく使われている差別的表現である。このような差別を払拭するため、理屈先行の教育ではなく、体験、経験に基づく教育が必要となる。つまり、子
-

どもたちの中で起こっている「いじめ」に代表される人権侵害を、子どもたちに議論させ、これはいけないことであると、子どもたちが分かった段階で、理屈を教えていくことが必要ではないか。もう1つの問題は、差別を教える際、その差別の厳しさを教える必要がある。しかし差別の厳しさを問題を教える時に起こりうる問題は、差別される人と同じようになりたくないという考え方が出てくることである。例えば、部落差別の実態は分かるが、部落差別の厳しさを共に担いたくないので、被差別部落の人々と結婚はできないという考え方である。したがって、このような問題を乗り越えるためには、当該差別にもめげず産業や文化を担ってきている面、人権の確立を求めてきている光の部分も教えていく必要があることが分かってきている。これらに加えて、更なる差別を助長する要因として、親が差別を助長する要因となる場合もある。例えば、子どもが学校で教わった部落に関する知識を家で親に話すと、親がその話を否定する現状がある。したがって、親の教育に関しても含めて教育を推進しないと、部落差別問題に対する学校教育は成功しない。また、学校制度という言葉は、学校内における教師、学生に限らず親も含めた教育制度を意味しているといえる。つまり、親も変わらなければ、教育の実態は変わらない。

- **横田：** 未だ、PTA（保護者会）は女性（母親）が中心で、男性（父親）はほとんど不参加の現状がある。この状況を改善するため、父親も保護者会に参加できるような仕組み、例えば時間帯を考慮するなどの工夫が必要となる。保護者会において焦点になるテーマは進学の問題が多く、人権に関して話し合うことはめったにない。むしろ、保護者会で人権に関するテーマを議論する必要がある。例えば、私の息子が通っていたニューヨークの先進的な大学の付属小学校では、息子は歓迎で受け入れられた。そこでの教育に関するコンセプトは、ニューヨークは多民族の町であり、日本人、ユダヤ系、アフリカ系の人々など多種多様な学生がいることで互いを相乗的に支えあうというものであった。それに対して日本の学校のPTAで話されるテーマは、日常の話題、進路に関する話題ならびにいたずらやいじめに関する問題が中心であった。しかし、人権に関するテーマを議論することは皆無に等しかった。
- **友永（健）：** 大阪府で大きな問題となっていることに、教員の研修がある。大阪はこの5年間で5千人ほど教員が定年でやめていく。したがって、熟練の教師が少なくなる。この現状を考慮のうえ教員の研修を行うことが第1の問題である。第2に、教育のやり方についての問題がある。1つの例として、大阪府箕面私立萱野小学校では、これまでの先生主導の学習方法を改め、子ども中心のグループ学習へと変遷させた。例えば、5年生の子どもたちは、グループで学習を進め、障害者差別、外国人に対する差別、部落差別などのテーマ設定し、聞き取りインタビューを当該問題に直面する当事者に対して行い、クラスで発表するという方式を採用している。その他の具体的例として、6年生での学習では、街づくりをテーマとし、いかに人権が守られる町作りを行うかという討議をグループでまとめ、これを出し合う中で最終的に6年生統一

の要望書を作成し、市長と対話する。この学習は、住民自治という意識を高め参加型学習をすすめることになり、今後ますます注目される学習方法である。

- **横田：** 私が危惧すること、PTAや親から、このような勉強法を行うと勉強が遅れるという圧力が出てくる。この原因には、知識一辺倒の勉強を親は重視する傾向があると言える。
 - **友永：** 現在、差別されているマイノリティの子どもたちとその他の子どもたちの間における、学力差の問題が存在する。前者は後者と比べ学力が低い。この問題は、先天的に生まれ持ったものではなく、後天的なものである。この問題を克服することが同和教育における大問題となっている。この問題は日本に限らず世界的に共通した問題として考える必要がある。
 - **横田：** インドでは、貧困のために、ダリットの人々は情報を得たり学力を受ける機会を得ることができない。
 - **寺木：** 桐村さんとインドのベナレスへ行ったとき、平日の昼時なのに学齢期の子どもたちが、遺体焼き場へ集まってくるのを目の当たりにした。そこで出会ったグループの頭の証言によると、子どもに教育をつけても、結局は他の安定した職に就けず、最終的に遺体焼きの職業をすることになる。したがって、子どもに教育をつけるよりも、薪集め、死体焼きの方法を学ぶことで、職業訓練をするほうが将来的に役立つことであった。つまり、インドでは、日本と比べると人権教育が充実しておらず、ダリットの子どもの教育を受ける機会が奪われている現状がある。ただ、チェンナイでは人権教育協会が設立されていた。この協会の主要目的は、いかにダリットの子どものために就学の機会を与えるかということである。これは、ちょうど1950年代から60年代前半の部落の状況と類似する。例えば、同和教育の初期の姿を紹介している『今日もあの子が机にいない』というパンフレットに基づけば、特別に福祉教員の先生を作り、他の先生が授業を担当している間、この福祉教員が部落へ入り、問題を抱える家庭を訪問する。そこで、親を説得し、子どもたちが学校へ通学できるよう援助する役割を先生が担っていた。このように、先生、親、子どもが共に協力することが大切で、今後どのようにこのように具体的に組み込んでいけるかが課題解決にとって重要となる。
 - **横田：** 私の報告書は2年で完結することになる。今年の報告書では、初等・中等教育について触れる予定をしている。3年後になると初等・中等教育のテーマが変わるためである。報告書の中で、職業と世系に基づく差別撤廃を含め、あらゆる差別を撤廃するための行動計画を各国に作成させるための勧告を含もうと考えている。
 - **友永（健）：** 横田先生が先ほどふれられた、人権委員会に任命された人種差別の特別報告者ドウ・ドウ・ディエンさんが、部落問題、アイヌ問題などを調査するため7月4日から11日にかけて来日される。ILO111号条約について詳細な説明を加えてほしい。
 - **横田：** ILO111号条約については、職業と世系を分けて考えてしまっている。報告で
-

も強調したように、私の考えは、職業と世系に基づく差別の問題は一緒に考えることが必要であると考えている。

- **友永（健）：** 人種概念に関して、これまで肌の色などを基準に定義されてきたが、今日では科学的に定義とされている。つまり、社会的に作り出されてきた概念として考えることができると思われる。黒川先生はこのような観点から、人種概念を歴史的に研究してこられた。また、竹沢先生（京都大学助教授）もこの問題を研究して来られた方である。この観点に立つと、人種差別とは、まさに差別を助長するために作り出された概念で、この観点より部落差別を考えていく必要があるのではないかと考える。しかし、この人種差別の問題を職業と世系に基づく差別のなかでどのように位置づけていけばよいか未だ明確にできていないのではないかと考える。
- **横田：** これは難しい問題である。なぜなら、人種は、人々を類型化するために社会的に作られ、差別という観点からすると、意図的に作られてきたものであるといえる。その一方で、在日韓国・朝鮮人の人々は常に感じていることであるが、外見的には日本で育った人と変わらない、しかし、自らの韓国・朝鮮人としてのアイデンティティに誇りを持っている。これは人種として区別することができない問題である。この問題は、ナショナリズム、アイデンティティの問題と深く関係する。つまり、一方では、言葉からグループ分けされるという問題があり、これが、「職業と世系に基づく差別」に共通する問題といえる。他方で、一緒に扱われては困るマイノリティも存在する。その区別の唯一の手法としては、本人たちがどう思っているか、つまり本人の決定に基づくということが考えられる。したがって、人種の定義は外見的、客観的、学問的に区別できない問題である。
- **友永（健）：** 人種差別撤廃委員会では、部落問題を人種概念としてではなく、世系に基づく差別として捉えている。
- **横田：** 民族の概念は、多少曖昧なところはあるが言語・宗教により区別できる。一方で、そのようなカテゴリーに入らない人々が民族に入らないかと言うとそうではない。ご存じの通り、一部の沖縄の人々が自らを先住民族として位置づけようとしている。しかし、沖縄の人全てがそのことを願っているわけではなく、沖縄にも多様な考えを持つ人々が存在する。その一方で、沖縄の人々に対する差別が、九州とくに鹿児島などには未だ残っている。例えば、私たちが沖縄から来た人々に対し名前に基づき、沖縄の人ですねと尋ねると、一方で差別的意味合いを含むこともある。しかし、沖縄人であることが誇りあるアイデンティティにもなる。これを、私たちの研究の中で1つの集団としてみるか見ないかということは大きな課題となる。
- **黒川：** 「人種」という概念をめぐる、文化人類学と自然人類学が、今日、共通の土俵で対話し始めた。これまでの人種に関する議論は肌の色の区別に基づくことが主流であった。しかしそれは1つの基準にすぎず、たとえば歯の形などによる別の分類も可能である。もちろん遺伝学や生態人類学によれば、人類の移動により環境への適

応が考えられるため、一定の区別はあると考えられている。既存の人種という概念を、社会的な枠組みで意図的に作られてきたものとして捉えるのであれば、部落差別もそういう枠組みで考えることができるのではないかと私は考える。こういった観点から私がこのプロジェクトに参加させていただければと思っている。

- **桐村：** 尾本恵市先生は、DNAレベルで人種の区別や定義を批判的に区別しようとしてきた。例えば、コーカソイド、モンゴロイド、ネグロイドと言うヨーロッパ中心の考えがある。私たちはともすれば、コーカソイドを一番はじめに捉える。この順番にこそ差別的考え方が含まれている。ただ、そういう差別的考え方とは別に、従来のヨーロッパ中心の区分が正しいかどうかはともかくとして、外見で判断できるものから区別やグループ分けを行うことで研究が進展していくと捉え、従来の人類学の基準を捉え直すと、やはり区別する際に一定の根拠があると思われる。従って、従来の人類学の成果の批判的な再考と、差別と差異との違いを再確認し、分離的カテゴリーを行うことは必要ではないかと私は考える。
 - **横田：** 人類学など科学的なことは横に置いて、人はどんな違いがあっても人間として尊厳を持っていて同じであるという考えに基づき法的にも社会的にも扱う。それと違って、人類学が見つかる違いとは、何か目的がある。日本人の起源から考察した日本人と中国人の類似点などは、この実例である。この差異や、違いを証明することは、学問的に重要なことである。特に、今日モンゴロイドとコーカソイドでは病気の出方が違う。私がアメリカの病院にいたとき、医師があなたは病気ですのでいつ手術することが可能かと問われた。帰国後、日本の医師に相談したところ何の問題もないことが分かった。その医師の説明では、時々尿の中に血液が混じることは、日本人には一般的に見られるとのことであった。つまり、白人系からするとこのような症状が出ないので、私は腎臓に問題があると判断され摘出手術を進められた。このような目的から何らかの基準で区別をすることは必要となる。しかし、この区別が得てして差別の問題へと変化することがある。そのことがこれまでの大きな問題であった。この他に、女性と男性の区別も同じで、違いがあることはあたりまえであるが、差別的に区別することはおかしいことである。しかしこういった扱いは、これまでの人類の歴史の中でどこにでも起きえたことである。例えば、ある知り合いの母親が娘に男性が使用する言葉を教えた。しかし、この言葉が女性にはなじまない。私が言っているのは、女性が女性らしくしていることは何の問題もなく、また、男性の中に女性らしい人がいても何の問題もない。女性の中に男性的な人がいてももちろん問題はない。ただ問題なのは、その区別が何らかの意味で差別につながると言うことを分かってもらうことは大変困難であるということだ。違いはいいが、それを差別に結びつけないと言うことをいかに上手く結びつけるかが重要な課題である。
 - **友永（健）：** 北魏の時代から500年以來ずっと継続している楽戸に対する差別の問題を扱う必要があるのではないかと。彼・彼女らは、中国革命以降、差別的扱いをされ
-

なくなり、土地を与えられたため農民として生活をするを選ぶ人々が増加する。また、現在、高等教育を受けた子孫は、楽戸の仕事に就きたがらないという現状が出てきている。この問題を、職業と世系に基づく差別の問題として扱うかどうか迷っている。さらに、彝族には、従来、(1) 奴隷を所有する階級、(2) 奴隷を持っていない階級、(3) 奴隷で家族を持っている階級、(4) 奴隷で家族を持っていない階級と、4つに区分された階級制度があった。今日においても、この階級システムが存続している。文化大革命により、過去の身分が明確化され、この結果、階級システムが助長された。西南大学のある教授は40歳代で、同じ階級の相手としか結婚ができない現状が残っていると話してくれた。

- **横田：** 「職業と世系に基づく差別」は、両極端の問題から相互に関係する差別も含めることができる。従って、上述した問題も含むことができると考える。
- **友永（健）：** この他に、韓国では白丁に対する差別がいまだ残っている。現在は、集落は崩壊しているが、結婚差別は未だ残っていて、特に50歳代以上は6割以上が反対を示すとのことである。
- **寺木：** 私が務める桃山学院大学大学院に、韓国の釜山からの留学生である李さんという双子の姉妹がおり、姉は白丁の古い時代の研究を行い、妹は衡平社運動について調べている。姉が釜山へ帰りアンケート調査を釜山市民約100名に行ったところ、結婚差別に置いては未だ強い差別が残っていることが分かった。
- **友永（健）：** 都市部と農村部に置いて白丁に対する意識が大きく異なると思われる。
- **横田：** どのようにして白丁を差別の対象とするのか。
- **寺木：** 特にと畜、食肉に関する仕事から、また、戸籍は大部分が燃えたり紛失したものの、まだ少しは残っているとのことで、そこからでも判断できるとのことである。
- **桐村：** 天理大学のある教授は、白丁の村が未だ存在していると考えておられた。
- **友永（健）：** 韓国・晋州青年と部落解放同盟大阪府連和泉支部との青年部との交流会の中で、ある青年が白丁出身としてカミングアウトした。彼は子どもの頃に、差別されたことを明らかにした。さらに、部落解放・人権研究所が白丁と衡平社に関するパネルを作り韓国側に寄贈した。このパネルが独立記念館で展示された際、ある人が自分の親は衡平運動の活動家であると明らかにした。こういった状況は、未だ韓国の中には、白丁差別に対する運動が弱いため、当該差別問題を公言できない状況を意味している。しかし、差別は未だ残っているため非常に解決困難な問題である。
- **横田：** これは、意識の中に隠されている差別問題といえる。
- **友永（健）：** アフリカの当該差別の問題も白丁の状況に似ていると考える。それまでの劣悪な状態に対し諦めていた人々が、国連で当該問題が取り上げられることによって、状況改善のため立ち上がる人々が増えた。
- **横田：** インドのダリットの人々の中には、国連で、当該問題が取り上げられたことで、自らの問題を初めて認識する人々がいた。アフリカにおいても当該差別の問題が

注目され、当事者の人々が自らの差別環境や実態を認識しはじめている。つまり、国連が当該差別を取り扱うことにより、当事者が自ら置かれている状況を再認識し、当該差別を意識的に認識し、解決のための行動を起こす事例が幾つか見られはじめている。部落解放運動に関しても、IMADR を中心として国連を通し国外へ当該差別問題を発信したことで、他国でも同じような問題に直面している人々が、自らの問題を認識し始めたことを考慮すると、大変重要な役割を担っているといえる。

- **桐村：** この問題に対し、常に考えさせられることに、先ほど彝族の問題で文化革命の時期に過去の階級制度を再確認することで差別が助長されたことが友永さんの話にあった。この例に基づけば、啓発の裏に隠された両義性の問題がある。つまり、ある問題の解決を求め、調査や研究を行い、その問題が社会に大きく広がると、一方では、当事者の人々が解放への展望がつかめるという意味で元気づけられる側面と、一方でその他の抑圧されていない一般の人々が、その事実を認識することで、逆に差別を助長してしまうという両方の側面が生まれる。この点に大きな確執があると私は考える。したがって、啓発の時に明らかになる事実を逆に利用することで差別を助長しようとする発想も存在する。
 - **友永（健）：** それに加えて、横田先生の話や田中敦子（IMADR）さんの話によると、ある国によれば当事者が自らの問題について発言すると、弾圧される危険性がある。特に、アフリカのナイジェリアにおいてこの問題は重大な課題である。従って、当事者の人をゲストとして招聘する場合は弾圧されないように工夫する必要がある。
 - **寺木：** ゴアの事例をとると、数年前、州政府の厚生大臣と話した際、ゴアにはダリットに対する差別は無いと否定した。すると、たまたまその場にいた一人のダリット出身の女性が、ダリットとして直面する差別の現状を語り抗議した。このように、州の役人は、ダリット問題に関する現状を否定する傾向がある。
 - **横田：** この問題は、日本を含めどこにでも見られる。まず、役人は差別問題に対し常に無いと主張する。日本の場合は、部落差別の問題に関しては政府も取り組むようになっているので、状況としては他国と比べ良くなってきたと言える。一方で、セネガルの政府は、当該差別問題を認めている。セネガルの場合は大統領が被差別当事者の出身である。しかし、結婚はその他のカーストとはできない。また、名前によっても差別される現状がある。ナイジェリアの場合は政府自体が「職業と世系に基づく差別」についての議論を拒否し続けている現状がある。
 - **菱垣：** これまで、同和問題に対する政府の施策は、現実にある格差を根拠に特別措置として予算を割り当て、その格差を改善しようとするものだった。そのため、政府調査が幾度か実施されてきた。しかし、部落差別の現状を統計調査においてのみ把握することは困難になってきている。例えば、結婚の問題。政府調査でも痛恨率が増え改善が進んでいると言われるが、弁護士や行政書士など有資格者から不正に戸籍情報が流出し、差別身元調査に悪用されている。この事例は、部落民の知らないところで
-

部落差別が助長されている現状があることを表している。実際、このような問題は統計上には現れてこない。また、本人が知らないところで、部落差別が行われている。にもかかわらず、直接的な被差別体験がないことで差別はなくなったと考える当事者が増えているように思う。そういった中で、部落民意識をいかに部落の中で決定できるか。このような問題はもっと議論されるべきと考える。部落民意識を決定する条件として他との違いを認識することは重要だ。例えば、全国一律とは言えないものの、部落には独自の食肉文化が存在する。もちろん学校教育で、部落民意識を育むカリキュラムを作ることは困難であるが、これらを援助する教育制度などが必要ではないだろうか。以前、アメリカの日系移民の中で部落差別があるということを聞き、大変驚いた。そして現在、4世・5世の若い日系アメリカ人の中に、部落民として自己のアイデンティティを捉えようとするものが現れている。こういった動きを支援できるような観点があっていいのではないかと思う。でなければ、今日、大変差異がわかりにくいため、ある程度差別の現状が改善されれば、もう部落差別に関する議論をする必要はないという考えが生まれてくるのではないか。7年前にインドのムンバイへ行き、ダリットの宗教家と話したとき、貧困の問題はあるがカースト問題は存在しないと語った。このように、同化圧力として当事者意識が失われていく一方で、当事者が自己の当事者意識を決定する際に、元気づけることができるような仕組みがあってもいいのではと考える。

- **横田：** 先ほども言ったように、一方では違いを意図的に作り上げて差別の対象にする外側の圧力がある。その一方で、被差別当事者本人たちにすると、違いはもちろん存在するし、この違いが自分のアイデンティティでもある。しかし、その違いをなくすことが部落差別の撤廃につながるかと言えば、それは自分の違いとしてのパーソナリティを否定することにもなる。したがって、一律にその決定をすることはできない。しかし、一律にはできないが、今日、日本各地で、それぞれの地域の歴史や文化を用いて地域社会作りが起こっている。したがって、長い歴史の中で被差別部落に特有の文化、例えば、食文化やお祭りといったものなどがあれば、逆にそれを活用し、部落の文化としてその文化を強調する必要はなく、それぞれの地域特有の文化として強調し、それを行政が支援していくことは、今後私たちの国にとって非常に重要なことになると思われる。まちづくりを行う際、人権が尊重されること、個々人のアイデンティティが尊重されること、各地で生まれたアイデンティティを日本社会で支援していくことが必要で、結果として、日本社会が文化的に豊かな国になると思われる。
- **友永（健）：** 大阪市浪速地区では、太鼓作りが近世以来行われてきたため、現在太鼓ロードを作り、まちづくりを進めている。
- **横田：** 太鼓は現在若者たち、特に女性に大流行しているので、この浪速を中心に太鼓文化が発信されていけば大変おもしろいのではないかと思われる。その際、部落出身で部落の文化であると決して言う必要はなく、その土地で生まれた文化として捉え

ていくことは大変興味深いものではないだろうか。

- **原 (IMADR) :** 職業と門地に基づく差別撤廃は、部落解放運動から生まれた IMADR の設立当初からの命題。今日もお話があった指針づくりなど、国際人権基準づくりと提言、そして草の根のエンパワーメント、国内外の草の根運動をつなげることに力をいれてきた。つなげるといっても簡単な連帯はない。かつてダリットの活動家が、日本は経済的に成功したから政府が様々な措置のためのお金をだせたのでは？北と南では違うと語った。その点も踏まえた運動の連携が必要と思う。住環境整備など経済格差是正のための運動の経験交流と同時に、多様な運動のつながり方を模索することも大事。
- **友永 (健) :** インドはある意味においてチャンスである。というのは日本の場合、高度経済成長期に、同対審答申が出され特別措置法が制定された。この結果、多くの改善が見られた。現在、インドと中国は高度経済成長期にあり、インドはこのプロセスに乗せて運動を起こしていけば、受け手の政府は条件が揃っているので多くの改善が得られるのではないかと。ただ、同和問題の改善に関して言えば、プラス面だけでなくマイナス面もあった。例えば「利権問題」に関しては負の側面も含んでいた。とは言え、インドは経済成長期に入っているのがチャンスであるといえる。
- **友永 (雄) :** この観点からすると、人権問題の改善は経済発展ベースに乗ることによってのみ、飛躍的改善を試みる事が出来ると言うことが言える。となると、途上国の状況はどうなるのか。
- **友永 (健) :** 出来ない部分と出来る部分があるといえる。例えば、住宅を建てる場合ある程度経済的発展がないと行えない。しかし、日本の部落解放運動は、当初住宅が建てばいいという視点に限られていた。しかし、鉄筋住宅でも20年から30年経てば立て替えが必要となり目先のことだけでは真の改善にならない。従って、今日住宅を建てる場合、環境に配慮するなり、20年後を見据えた設計が必要となる。また、当時の部落の住宅建設は部落内での改善がほとんどであった。しかし、周辺地域を巻き込んだまちづくりが今日重要になってきている。こういった問題に代表されるように、私たちは多くの経験を持っているのでその経験を共有することは出来る。従って、これからインド等でまちづくりを進めようとしている人々は、私たちの失敗を活かしさらなる計画を進め、少しでも実効性のあるものをつくる事ができればと思う。
- **桐村 :** 経済成長のみに限らずもう少し広い観点より当該差別の問題を捉える必要がある。インドでは現在、ニュージェネレーションの誕生により、カースト差別に対する意識の流動化が起こっている。これに伴い、ダリットに対する差別意識も変化してきているが、一方で意識の空洞化も起こっている。従って、運動の方法も経済成長と共に底上げする必要がある。これまでの差別意識は、リザベーションシステムという特別措置法に基づき経済面においても立法、行政面においても経済成長とともに変容し、差別意識は実際揺らいできている。

-
- **友永（健）：** リザーベーションシステムによって、高等裁判所の裁判官、国会議員、インド航空のパイロットなど多くの社会進出が達成されてきている。
 - **桐村：** 前大統領や政治家、公務員など様々な職に就いている。
 - **内田：** 啓発教育が重要であることはよく分かるが、当該社会の文化があり、そこでは、共通点と異なった点もある。例えば、結婚差別の問題にしても、結婚の形態が当該社会の中でどのように意味づけられているかを考えないと、ずいぶんはずれな啓発に終わるように思う。当該社会の中でどのような制度、慣習があり、どのような教育をしているかにより、かなり結婚の捉え方が異なってくる。したがって多文化主義の問題にも関係するが、そのあたりの摺り合わせをどこまで考える必要があるか今後重要になる。このような様々な制度や慣習などを理解するためにも、啓発教育は重要なのだろう。もう1つの問題として、私が最近行った部落の若者に対する意識調査からすると、彼・彼女たちは部落民であることを隠したくないと思っている傾向が強いことが明らかになった。しかし、差別されるかもしれないと不安に思うことや、カミングアウトする際にためらいがある。それは、未だ日本社会が部落の問題を周縁に位置づけている現状があることが1つの原因である。本当は隠したくないと思っているが、部落出身であることを出す場もなく、そのようなサポートを出来る場もない。こういう人々に対し何が出来るのかと言えば、法的にも制度的にも、まったく不十分であり、このような心理的な問題ももっと取り上げられるべきであろう。
 - **横田：** 教育と意識の変革についてであるが、大学の学識者の中にも差別の構造がある。つまり教授ポストの世襲的な継続システムが存在している。例えば、東大法学部教授の90パーセント以上が東大法学部出身、早稲田法学部教授の95パーセントは早稲田出身である。このような状況に対し、私は大学の自己点検を行うように勧告し、（1）先生のジェンダーバランス、（2）出身大学、（3）国籍をその中に記載するよう基準の設定を提案した。このように学識者自身も差別意識を抱えており、この問題を克服するためには、自らを自覚して、その問題を相互に評価し合う必要があり、その際、上記の基準を含める必要がある。それでは、部落差別の場合には、どのように個人の自覚と、相互の評価を進める際の基準設定を進めていけばいいか。その具体的な方法と手続きなどを考える必要があると考えている。ただ答えは未だ明らかでないので、報告書には記載しないが、今回のプロジェクトを通し、印象として思ったことを付け加えておきたい。
-

■ 日時：2005年6月4日（土）9：30－16：00

■ 場所：大阪人権センター 4階401号室

■ 出席者：

名前	所属 / 肩書
横田 洋三	中央大学法科大学院教授
村上 正直	大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
寺木 伸明	桃山学院大学文学部教授 / 部落解放・人権研究所理事
桐村 彰郎	奈良産業大学法学部教授
黒川 みどり	静岡大学教育学部教授
友永 健三	部落解放・人権研究所所長
原 由利子	IMADR（東京）
内田 龍史	部落解放・人権研究所
友永 雄吾	総合研究大学院大学博士課程
菱垣 信之	部落解放同盟

（順不同・敬称略）

議事進行：友永健三（人権研究所）

ニュースレター作成者：友永雄吾